

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第53号

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例

相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表議会の事務局の職員の項中「23人」を「26人」に改め、同表市長の事務部局の職員の項中「3,409人」を「3,764人」に改め、同表消防職員の項中「739人」を「767人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員の項中「377人」を「411人」に、「3,610人」を「3,644人」に改め、同表合計の項中「7,830人」を「8,250人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。